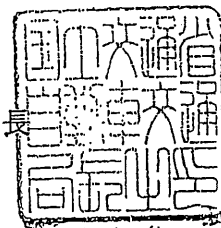


国自整第4号の2
平成16年4月16日

社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車交通局長



大型車のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故防止
のための緊急点検の実施について

車輪の脱落事故防止については、機会あるごとに注意を喚起してきたところであるが、依然としてホイール・ボルト折損による車輪脱落事故が各地で発生していることは誠に遺憾である。

このため、同種事故の再発防止を図るため、大型車の使用者に対して別添により指示したので、その旨了知されるとともに、遺漏なきよう傘下会員に対し下記事項について周知徹底を図られたい。

記

1. 緊急点検の実施

整備事業者は、緊急点検に基づく整備を行う場合には、自動車製作者又は輸入事業者から提供された情報に基づき、ホイール・ボルトの交換等的確な実施を図ること。

2. 点検整備時等における注意事項

日常点検整備、定期点検整備、タイヤ交換等を実施する場合には、別途指示する事項に注意して作業を行うこと。



国自整第5号の2
平成16年4月16日

社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車交通局

技術安全部整備課長



「大型車のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故防止のための緊急点検の実施について」の細部取扱いについて

「大型車のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故防止のための緊急点検の実施について」（平成16年4月16日国自整第4号）に基づく緊急点検の内容及び点検整備時等の注意事項を、大型車の使用者に対して別添のとおり指示したので、その旨了知されるとともに、遺漏なきよう下記事項について傘下会員に対し周知徹底を図りたい。

記

I 緊急点検の内容

緊急点検の内容は次のとおりとする。

【点検内容】

1. 目視で下記事項の点検を行うこと。
 - (1) ホイール・ナットの脱落、ホイール・ボルトの折損等の異常がないか。
 - (2) ホイール・ボルト付近に錆汁が出た痕跡がないか。
 - (3) ホイール・ナットからのホイール・ボルトの突出量が均一か。
 - (4) アルミ・ホイール用ホイール・ボルトとスチール・ホイール用ホイール・ボルトとが誤使用されていないか。
2. 点検ハンマ等を使用してホイール・ボルトの折損やホイール・ナットの緩み等がないか点検すること。
3. その他、自動車製作者又は輸入事業者（以下「自動車製作者等」という。）が示す方法で点検すること。

II 点検整備時等における注意事項

1. 日常点検整備時

点検整備を行う者は、次の事項に注意して作業を行うこと。

また、これに加え、自動車製作者等が提供する情報に基づく点検整備も確実に実施すること。

(1) 目視で下記事項の点検を行うこと。

- ① ホイール・ナットの脱落、ホイール・ボルトの折損等の異常がないか。
- ② ホイール・ボルト付近に錆汁が出た痕跡がないか。
- ③ ホイール・ナットからのホイール・ボルトの突出量が均一か。
- ④ アルミ・ホイール用ホイール・ボルトとスチール・ホイール用ホイール・ボルトとが誤使用されていないか。

(2) 点検ハンマ等を使用してホイール・ボルトの折損やホイール・ナットの緩み等がないか点検すること。

(3) 点検の結果、折損等の異常を発見した場合には、自動車製作者等から提供された情報に基づき、ホイール・ボルトの交換等確実な整備を行うこと。

2. 定期点検整備時

ホイール・ナットが自動車製作者等が定める規定のトルク（以下「規定トルク」という。）で締め付けられていることを確認すること（最初に一旦緩め、その後、規定トルクで確実に締め付け直すこと）。

なお、ダブルタイヤの場合はアウター・ナットを外して、インナー・ナットを規定トルクで締め付け、その後アウター・ナットを規定トルクで締め付けること。

3. タイヤ交換時等

ホイール・ボルト、ホイール・ナット、ホイール・ディスク等に損傷がないことを確認するとともに、ホイール・ナットを規定トルクで締め付けること。